

法華經為字和訓考(一)

得・被

田 島 毓 堂

はじめに——為為章の撰者のこと

三4 「得」訓の為字和訓

三4 (1) 受身の得訓為字

三4 (2) 得訓為字の受身文の特徴——付、被訓為字の受身文

三4 (3) 得訓為字受身文の訓法分類

三4 (4) その他の得訓為字受身文の場合

三4 (5) 受身文以外の得訓為字

三4 (6) 受身文以外の得訓為字のまとめ

三5 「被」訓の為字和訓

三5 (1) 被訓為字

三5 (2) 被訓為字の訓法分類

三5 (3) 被訓為字和訓による資料分類

三5 (4) 近世における訓点のつけ方の一例

(以下続稿)

本稿では、前稿(「法華經為字和訓考」)——由・求・当——「名屋大学文学部論集LXXXVIA文学26 昭55・3,以下「前稿」と称する)に続き、法華經為為章(以下「為為章」と略称する)乃至「法華三大部補注」(以下「補注」

と略称する)、古点本その他にて「得」「被」と注されるものについて、為字の和訓及び、その漢字注記について考察する。特に、為為章における順をかへ、「得」の次の「定」をさしおいて「被」を「得」と共にとり上げるのは、前稿においてもたびたびのべたやうに、共に受身の構文に用ゐられてゐて、一見区別のないやうに思はれるものがあつたが、その相違点などを明らかにしようと思ふからである。

はじめに——為為章の撰者のこと

前稿並びに序説(「法華經為字訓序説——付、為字索引——」名古屋大学文学部三十周年記念論集、昭53・3,以下「序説」と略称する)、「法華經為為章考」(『佐藤成教授退職記念論集国語学』昭55・10)においては、為為章を慈恩大師窺基撰とあることに對し、一片の疑ひも挿まなかつた。この点について、入矢義高先生は、中国の読書人ならば、わざわざ為字の声調、訓を注するまでもなく正しく理解することは容易であつて、為為章如き著述をする筈がないと、中国人撰についてすら疑義を呈された。私は、この著者について、現在特に調査をしてゐないし、その手掛りも持つてゐないので、ただ窺基撰なることを鵜呑みにしてゐるにすぎない。博雅の御教示を得たい。

ただ、宋の永嘉從義(三)の撰にかかる「補注」には、為為章と明記はせぬものの、「為為二字平去両呼、慈恩基師別有章門、訓釈其義、平声呼者而有十訓……」(正統蔵五十二頁下段)として、為為章とほほ同内容を、七箇所に分載してゐる。「別」の「章門」を為為章と断定はできぬが、仲算の「法華経釈文」に数箇所引く為字に関する「慈恩云……」が為為章とは直接関係なきさうなのに比べれば、その一致を看過することはできない。この両者の比較は別稿を用意するが、補注には唐本もあり、叡山文庫に蔵されてゐる。ただ、為為章伝本は、現在、私の知り得たところは、活版本(正統蔵所収)、元禄十年板本(「支那撰述」とあり)並びに、室町期の写本(叡山文庫蔵)一本だけであり、唐本の所在を確認してゐない。また、平安時代の古訓点本法華経中の漢字注も、現在知りうる為為章本文とは若干の差異がある(その差異率は、立本寺本、龍光院本共71%である。「為為章考」参照されたし)。補注もこれらの漢字注と完全には一致しない。この点は、むしろ、為為章本文の問題に帰すると考へられ、必ずしも、それらの古点本の漢字注、和訓に對する為為章の影響を否定するものではないと考へてゐる。

又、根本的な問題として、私は、やはり為為章如き先行著作があつてはじめてあのやうな(序説参照)為字和訓が生れてくるのであり、為字和訓があつて、為為如章きが作られるとは到底考へられないといふことである。岡崎和夫氏は、「得」「被」に關するもの、つまり、為字を「ウ」「カウブル」と読むものが、同じく受身の構文に現はれながら、それぞれよみわけられ、前者は利益、後者は不利益を表はすとし

て、かかる訓法は、日本での加点者の創意によるとされた(「為字の特殊訓」△中田保夫博士「国語学論集」昭53・2)。しかし、私にはさうは思へない。^(補註)これらの和訓(他のもの、例へば、マサニとかサダメメなども含めて)を特殊訓と称し、それらのいづれをもさう考へられるのであらうが、これは、法華経の為字を、為為章のやうに分類したものがあつてはじめてありえたと思ふのである(後述するが、中には、何故さうよむのか理解にくるしむ和訓があるが、それが正に為為章訓によつてさうなつてゐるのである)。広浜文雄氏が、為字の注に對して、この漢字注は、いろいろの字書類を丹念に検索すれば、いづれも求めうるものであるとしてをられるが(「漢字のよみ」訓点語と訓点資料32輯、昭41・2)古点本の漢字を注した人や、和訓を施した人がさう丹念な作業をしたといふことは、ないとはいへぬが、より可能性の大きいこととしては、為為章如き書の内容が考へられる。ただ、これは、加点者や施注者が、いろいろ創意工夫を凝したことを否定するのではなく、為為章如き書があれば、より容易にあのやうな漢字注、和訓がありうるといふことである。為字に漢字注のないものも、一々漢字を注さず、注すべき漢字をそのまま和訓化したとみられるものが、特に龍光院本の被訓為字等にはみられる。立本寺本、龍光院本とも、それぞれ内容に差はありながら、71%の不一致(為為章訓と漢字注の不一致)、又、和訓においても、為為章訓との関係をみると一割弱の相違しかない点をみれば、両者の関係は否定できないと思ふ。その場合、為為章↓古点本といふ関係は想定できても、古点本↓為為章といふことは考へられない。特に、注すべき漢

字注を直ちに和訓化し、漢字は注してないものから、更に漢字化するといふやうな事は極めて考へにくいのである。

慈恩大師撰といふことについては、確証はもたないが、やはり中国人の撰であらう（日本の加點本から為章如きが出来、中国へ逆輸入されたといふことは、補注の出来た時期からも考へにくい。著作年次を詳にしないが、從義の生没は三〇二〇とされ、立本寺本は二〇七〇の移点、龍光院本加點者明算は一一〇六年没である。加點本からの成立は考へにくいこと前述の通りである。さういう前提なしに日本人が作り、中国へ渡ったと考えられるであらうか。さらに、為字の特殊訓といはれるものが、天台、真言系の訓点本ではなく、法相系のものにあらはれ、他に拈がつたとされる（岡崎氏前掲論文）点も、法相宗祖たる慈恩大師に関係ありげに思へるのである。たとひ、慈恩大師その人の撰ならずとも、その関係の人の撰にかかるものではあるまいか。一言言ひそへておきたい。

また、本稿に使用する資料は、前稿以後新しく加ふべきものも若干あるが、一貫性の面から今回は割愛し、いづれまとめたいと思ふ。ただ、頂妙寺版について、前稿でも少しふれたが、初版＝天保版、再版＝文久二年版、明治十八年版（大島仲太郎・田中喜久二氏『漢和法華經並開結』の版本影印はこれに当るらしい）、明治37年活版のほか、新頂妙寺版（昭和41年刊、その後昭和47年8月に訂正版、布施浩岳氏の跋あり）も使用する。略称は次の通りである。山田本（山田本妙法蓮華經方便品古点）、立本（立本寺本妙法蓮華經古点）、龍本（龍光院本妙法蓮華經古点）、足利本（足利本仮名書き法華經）、倭点（倭点法華經）、文段經（文段經妙法蓮華經）、

法華經為字和訓考(一) (田島統堂)

尋跡抄（法華訳和尋跡抄）、日相本（日相本妙法蓮華經）、頂妙寺版（頂妙寺藏版妙法蓮華經）、平樂寺版（平樂寺版妙法蓮華經萬延二年改刻本）、校正（訓点校正妙法蓮華經）、織田（織田得能氏著法華經講義）、訓訳（深川鶴察氏訓訳法華經附開結）、和訳（山川智応氏和訳法華經）、島地（島地大等氏著漢和対照妙法蓮華經）、平樂寺本（訓訳法華經並開結）、大藏經（国訳大藏經所収国訳妙法蓮華經、清水梁山氏訳）、兩読（真訓妙法蓮華經並開結）、一切經（国訳一切經所収妙法蓮華經、馬田行啓氏訳）、小林（小林一郎氏著国訳新註妙法蓮華經）、注（加藤日源、文淵氏訓点日蓮上人注法華經）、国語（国語法華三部經）、対照（大島仲太郎・田中喜久二氏著漢和法華經並開結）、大石（真訓妙法蓮華經並開結、大石寺版）、岩波本（坂本幸男、岩本裕氏著岩波文庫本法華經上中下）。なほ、深川鶴察氏の訓訳以下のものは類似性がつよくすべて一致、又は、一部以外一致といふことが多い。一々名を掲げるのが正確であらうが、特に必要な場合以外訓訳以下の12本を、「近代諸訓読」と一括して述べ、一致しないもののみその略称をあげる。但し、「和訳」は訓読の性格が異なるのでこの内に含めない。この場合、その名称をあげたもの以外を「近代諸訓読」の内容とする。

三 4 「得」訓の為字和訓

為章に得訓がみえるのは、次表の如く26例（内2例は複数訓をもつものの第一訓、△印）である。得訓ないし漢字注「得」をもつものを一覽しておく。

為為章は「作」)、No. 502 (立本、尋跡抄、日相本。為為章「与」)の2例である。

なほ、被訓は得訓と密接な関係があり、以下の考察において度々これにふれることになるので、ここに個々の例の分析にさきだち、被訓も得訓にならひ次に表示する(前頁)。

これによれば、被訓で一致するものは、No. 83 85 88 89 94 98 100 107 108 109 126 127 128 130 454 467 542 543 544 593 608 612 617 618 の24例、他訓をもつのがNo. 296 (得・作・当)、No. 390 (以・成)、No. 568 (与)、No. 613 (得)及び、No. 82 は右表に掲げなかつたが、板本、活版本の為為章で「被」である。写本為為章は訓空欄である。他はすべて「以」である。

以下、実例についてみてゆきたいが、得訓の中には、受身を表はすものと、さうでないものがあるので分けて考へていく。なほ、前稿では用例に通し番号をつけず、不便であるので、改めて[1]~[22]の通し番号を与へ、本稿では、[23]以下の番号を使用する(前稿の番号と、為字Noを照し合せておく。[1]No. 17、[2]No. 251、[3]No. 336、[4]No. 387、[5]No. 446、[6]No. 24、[7]No. 184、[8]No. 188、[9]No. 192、[10]No. 264、[11]No. 341、[12]No. 381、[13]No. 385、[14]No. 485、[51]No. 209、[16]No. 11、[17]No. 602、[18]No. 173、[19]No. 296、[20]No. 288、[21]No. 386、[22]No. 497)。

三 4 (1) 受身の得訓為字

[23] No. 1 常_ニ為_ニ諸_ニ仏_ニ之_ヲ所_ニ稱_セ歎_セ(序品 大正蔵九、二a5)
(訓点は頂妙寺版初版||天保版によること前稿と同じ、以下、大正蔵九は略

法華経為字和訓考(一)(田島統堂)

して頁行のみ記す)

①立本 常に諸仏に「之」称歎せ所(る)ことを為タリキ(一頁下)
②足利本 諸仏のためにしようたむせられたてまつる(一巻21行)
龍本は「為たり」であるが①の類例、文段経、尋跡抄、頂妙寺版各版、平樂寺版、及び近代訓読文すべて、新註本文訓点は、掲出例と同じである。②に類するものは倭点、校正、織田及び科注本文の訓点(慶安二年版、寛文八年版、延宝四年版とも)である。和訳は「称め歎へられ」と意訳してゐる。

およそ「:ノタメニ::(ラ)ル」(B類とする)と「::ニ::(ラ)ルルコトヲウ」(A類とする)の二通りに分けられる。「::(ノタメニ)::(ラ)ル」だけで、すでに意はほぼつくされるが、それをなほ、「コトヲウ」で受けるのは、聊か重言の感がある。それで、一方の被と注される例と比較してみた結果だけを先取りして述べると、得訓の「::ニ::(ラ)ルルコトヲウ」としてゐるものは、大体において好ましい行為を受けること、「::(ノタメニ)::(ラ)ル」の方は、必ずしも好ましいことばかりではない、さらにはべ被訓の「::(ノタメニ)::(ラ)ル」は好ましくない行為を受けるものであるといふ差がみられる。以上は大体であつて、特に、得訓には受身以外の用法もあるし、被訓の場合は、古点本にカブル・カウブルの和訓もある。

ところで、この例[23]における、二種の訓読の差は何か(「和訳」の訓みは特に一種を立てるに及ぶまい)。「:ヲウ」とする方は、明らかに「得」なる漢字注に発してゐること、古点本をみれば瞭然たるものがある。

古点本の和訓と、近世の文段以後のものとは直接のつながりはなからうが、文段経における訓みがやはり「得」なる漢字注によることは同断である。そして、この「得」なる注は、文段経・尋跡抄(いづれも日遠撰)では補注によることが明らかである。尋跡抄に「又為、字有_二多_一訓。補注_二每卷出_レ之。順_レ彼_二如_二訓字_一。和訓可_レ読_レ之也。俗書_二皆如_レ訓_一。其例也。今、為_レ訓_レ得。故_二エ_二ヨム_一ヘキ也」(『法華音義類聚 乾巻』18頁)とある。以後のものは、直接にはこれによるものであり、為_レ為_レ章が直接の典拠にはなつてゐない。このことは、平安時代の古点の場合にもあてはまるかどうか、輕輕にはいへない。中世の資料には、為_レ為_レ章・補注とも何ら影響を与へてゐないが、不思議といへば不思議である。ただ、現在、私は、中世の資料といつても足利本と倭点のみを対象にしてゐるので、これ以外のものに影響してゐたかもしれないことは十分考慮しておかねばならない。ただし、尋跡抄所引の定家仮名本・法印仮名本(いづれも足利本に近いものであるが)のよみ方も、為_レ為_レ章訓などによるやうな特殊なものとは全くみられない。本稿で扱ふ得訓・被訓の例は、尋跡抄にかなり綿密に注されてゐる(得訓の例28例中23例、被訓例26例中25例)が、その中に見られる中世の訓読にも、一例も漢字注の影響を考へねばならぬものはない。一方の「…ノタメニ…ナル」は、かういふ先行文献を意識しない、又は、参照しないもので、「常為_レ諸仏之所称歎」といふ漢文の構文そのものから生れた訓みである。足利本・倭点と近代の訓読のうち校正・織田などが一致することがままあるが、これは、それぞれが独自に

この漢文を文字に即して訓んだ結果と考へられ、両者の影響関係といつたことは考へにくい。科注板本の書き入れには、為_レ字の注記によつて、本文の訓点を改めてゐるものがある。

[24] №. 69 為_レ天人_一所_レ敬_一(曹暎品 二b7)

① 龍本 天人に敬(は)所ること為_レて(69頁)

② 足利本 天人のためけうやまはれ(二巻98頁)

この例も[23]と同様である。立本は欠巻であるが、①(A類)に類するものは、尋跡抄・頂妙寺版各版・平楽寺版及び岩波を除く近代諸訓読・新注本文訓点である。文段経は「為_レ」とある。恐らくエの誤植であろう。②(B類)は足利本、校正・織田・岩波及び科注本文訓点である。和訳は「天人に敬はれつつ」である。

[25] №. 75 恒_レ為_レ諸仏之所_レ称歎_一(曹暎品 一一c2)

① 龍本 恒に諸仏に称歎(せ)所(る)ことを為_レたる(ならん)(42頁)

② 足利本 つねに諸仏のしようたんしたまうところたらん(二巻111頁)

③ 倭点 恒_レ為_レ諸_レ仏_一所_レ称_レ歎_一(二巻64頁)

①(A類)は龍本・文段経・尋跡抄・頂妙寺版各版・平楽寺版・近代諸訓読から岩波を除いたもの及び新注本文訓点、②(D類)は足利本のほか織田、岩波である(織田は訓点を誤つてゐるかもしれない、「為_レ……之所称歎」とあり)。③(B類)は倭点・校正及び科注本文訓点である。今D類としたものは「…スルトコロタリ(トナル)」とするものである。

足利本と倭点とは大体一致するが、この例では類を分つてゐる。

以下、すべての例について同様のことを繰返すのは煩に堪へぬから、一括できるものはさうしたい。ただ、その例のみを掲げる。

[26] No. 155 常為王者之所愛念 (信解品 一七c22)

② 倭点 常為王者之所愛念 (二卷55行)

③ 足利本 つねに王者のあひねんするところたり (二卷54行)

① (掲出例、A類) 龍本・文段経尋跡抄・頂妙寺版各版・平樂寺版、岩波を除く近代諸訓読及び新注本文訓点である。② (B類) は倭点・校正・科注本文訓点である。③ (D類) は足利本・織田・岩波である。

和訳は「王者に愛で念はれつ」で、この類例は他にない。つまり「…ニ…(ラ)ル」の形で、これをC類としておく。

[27] No. 197 皆為十方之所供養 (授記品 二一c11)

② 倭点 為十方之所供養 (三卷188行)

③ 足利本 十方のくやうするところたらん (三卷301行)

① (掲出例、A類) は立本・文段経・尋跡抄・頂妙寺版各版・平樂寺版、岩波を除く近代諸訓読及び和訳・新注本文訓読である。② (B類) は倭点・校正・織田・科注本文訓点、③ (D類) は足利本・岩波である。

[28] No. 281 為十方無量千萬億恒河沙等諸仏如来所共讚歎称其功德 (入記品 二九c15)

② 足利本 …のためにともにもそのくときをさんたんししよしせられん (四卷301行)

法華経為字和訓考 (二) (田島統堂)

① (掲出例、A類) は、立本・龍本・文段経・尋跡抄・頂妙寺版各版・平樂寺版・近代諸訓読、及び新注本文訓点。② (B類) は、足利本・倭点・校正・織田・科注本文訓点と和訳である。

[29] No. 293 則為如来肩所荷擔 (法師品 三二a5)

② 足利本 すなはち如来のかたにかたし給うところたらん (四卷58行)

① (掲出例、A類) は、龍本・文段経・尋跡抄・頂妙寺版各版・平樂寺版・近代諸訓読・新注本文訓点及び和訳である。② (D類) は、足利本・倭点・校正・織田・科注本文訓点である。但し、織田は「為…所荷擔」で「為」はナランであらう。これも同類としておく。

[30] No. 297 又為他方現在諸仏之所護念 (法師品 三二b23)

② 倭点 為他方現在諸仏之所護念 (四卷289行)

③ 足利本 諸仏のこねんしたまうところたらん (四卷301行)

① (掲出例、A類) は、龍本・文段経・尋跡抄・頂妙寺版各版・平樂寺版・近代諸訓読・和訳及び新注本文訓点である。科注本文訓点も「為…所護念」とあるをみれば、A類と考へられる。珍しい例である。

② (B類) は倭点・校正である。③ (D類) は足利本・織田である。

[31] No. 298 則為如来手摩其頭 (法師品 三二b25)

② 足利本 如来のためにみてをもてそのかうへをなてられたてまつらん (四卷585行)

③ 岩波 如来の手にてその頭を摩でらるるなり (中157)

① (掲出例、A類) は龍本・文段経・尋跡抄・新頂妙寺版を除く頂妙寺

版各版・平楽寺版、岩波を除く近代諸訓読及び新注本文訓点である。

「…ラルルコトヲエン」(A類)は新頂妙寺版である。②(B類)は足利

本・倭点・校正である。③(C類)は織田・岩波・和訳それぞれ違ふが「…ニ…ラル」で一致する。但し、厳密には「手ニテ」「手モテ」

は違ふのであるが。D類はない。所字がないのによる。科注本文は「為^{マニ}如^ノ来^テ手^ヲ摩^リ其^ノ頭^ニ」で異例である。これは前稿に述べたが

〔19〕20、27、30頁、その為字注のあり方に由来する。

〔32〕Na.387 為^{ウル}三^ニ世^ニ所^ニ恭^セ敬^一(勸持品 三六b30)

②足利本 よのためにくきやうせらるゝこと(五卷38行)

③頂妙寺版明治版 為^ル三^ニ世^ニ所^ニ恭^セ敬^一

①(掲出例、A類)は龍本・文段経・尋跡抄・頂妙寺版初版・同文久版

・平楽寺版・島地・大石・及び新注本文訓点である。②(B類)は足

利本・倭点・校正・織田・岩波・科注本文訓点、③(C類)は頂妙寺

版明治版以後、島地・大石・岩波を除く近代諸訓読・和訳である。立

本は「世に恭敬せ所⁽⁶⁾ムことを為⁽⁷⁾て」(75頁下)とあること前稿にのべた

〔411頁〕。これは、得訓の和訓でなく、求訓である。

〔33〕No.414 常^ニ為^ニ比丘^ニ丘^ニ尼^ニ優^ニ婆^ニ塞^ニ優^ニ婆^ニ夷^ニ國王^ニ王子^ニ大^ニ

臣^ニ人民^ニ婆^ニ羅^ニ門^ニ居士^ニ等^ニ供^ニ養^ニ恭^ニ敬^ニ尊^ニ重^ニ讚^ニ歎^ニ

(安樂品 三八c13)

②足利本 つねにひく…とうのためにくやうきやうしそむちうさ

んたんせられん(五卷67行)

③岩波 常に比丘…居士等に供養せられ恭敬せられ尊重せられ讚歎

せられん(中288頁5)

①(掲出例、A類)は立本・龍本・文段経・尋跡抄・頂妙寺版各版・平

楽寺版・岩波を除く近代諸訓読・和訳及び新注本文訓点である。②

〔34〕Na.493 為^ニ三人^ニ所^ニ喜^レ見^一(隨喜品 四七b21)

②倭点 為^メ三人^ノ所^ニ喜^レ見^一見(六卷31行)

③足利本 人のみむとねがふところたらん(六卷47行)

④大藏経 人に見ることを喜ばれん(282頁)

①(A類)龍本・文段経・尋跡抄・頂妙寺版各版及び大藏経・新纂以

外の近代諸訓読・和訳・新注本文訓点である。②(B類)は倭点・校

正・織田・平楽寺版・科注本文訓点である。③(D類)は足利本のみ、

④(C類)は大藏経・新纂である。

尋跡抄、この箇所には、漢文として同じ受身構文であつても得訓・

被訓の別あることを記してゐる。(449頁)

〔35〕No.607 一^ニ者^ニ為^ニ諸^ニ仏^ニ護^ニ念^ニ(勸發品 六一a19)

②足利本 ひとつには諸仏のためにこねんせられたてまつる(八卷

680行)

①(掲出例、A類)は立本・龍本・文段経・頂妙寺版各版・平楽寺版・

近代諸訓読・新注本文訓点である。②(B類)は、足利本・倭点・校

正・織田・科注本文訓点及び和訓である。

[36] № 618 為^ニ諸、如^レ來、手^ヲ摩^ニ 其^ノ頭^ニ (勸^レ發^ス品 六一c5)

②立本 諸の如來に手をもつて其の頭を摩^レテラ^レル、ことを為^ステム (110頁下)

③足利本 もろくの如來のためにみてを^レもてそのかうへをな^レてられたま^ツらん (八卷87行)

① (掲出例、A'類) は文段經・尋跡抄・頂妙寺版各版・平樂寺版、岩波を除く近代諸訓読・新注本文訓点、② (A類) は立本、和訳・岩波である。③ (B類) は足利本・倭点・校正・織田及び科注本文訓点である。A類とA'類は、摩^レテラ^ルと摩^ツルの差を示した。龍本は、被也と注し、「摩^ツること為^スてむ」(28頁)とするが、「被」は不適切である。補読部分を除けば、①の類例となる。(本稿一九頁参照)

[37] № 614 是、人^ノ命^ヲ終^テ為^シ下^ニ千^ノ仏^ヲ授^ケ手^ヲ 令^シ中^ニ不^レ恐^ル怖^レ不^レ墮^ス惡^ニ趣^ニ (勸^レ發^ス品 六一c9)

②足利本 千仏のためにてをさ^ツつけられたま^ツりてくふせすあくしゆにをちさらしめむ (八卷78行)

① (掲出例、A'類) は、立本・龍本・文段經・尋跡抄・頂妙寺版各版・平樂寺版・近代諸訓読・新注本文訓点である。右掲出例、返読点に「中」が二つあるが、文段經・尋跡抄をはじめ、頂妙寺版、平樂寺版も同様である。「授けられて」「授けて」二種あるが区別しなかつた。「しめらるることをえて」の訓みはなかつた。② (B類) は足利本・

倭点・校正・織田・科注本文訓点である。

[38] № 615 為^ニ釈^ニ迦^ニ牟^ニ尼^ニ仏^ニ手^ヲ 摩^ニ其^ノ頭^ニ (勸^レ發^ス品 六二a1)

法華經為字和訓考(一)(田島鏡堂)

②立本 釈迦牟尼仏に手をもつて其の頭を摩^レテラ^レレタ^レマ^ツルことを為^スム (111頁下)

③倭点 為^ニ釈^ニ迦^ニ牟^ニ尼^ニ仏^ニ手^ヲ 摩^ニ其^ノ頭^ニ (八卷87行)

④足利本 しやかむにふつにみてを^レもてそのかうへをな^レてられたま^ツることそ (八卷87行)

① (掲出例、A'類) は文段經・尋跡抄・頂妙寺版各版・平樂寺版、岩波・一切經以外の近代諸訓読・新注本文訓点、② (A類) は立本・龍本・和訳・岩波である。③ (B類) は倭点・織田・科注本文訓点、④ (C類) は足利本と一切經である。校正の訓法は理解しがたい(為^ス其^ノ頭^ニ)。

[39] № 616 為^ニ釈^ニ迦^ニ牟^ニ尼^ニ仏^ニ衣^ヲ之^ノ所^ニ覆^フ (勸^レ發^ス品 六二a2)

②倭点 為^ニ釈^ニ迦^ニ牟^ニ尼^ニ仏^ニ衣^ヲ之^ノ所^ニ覆^フ (八卷87行)

③足利本 しやかむにふつころもにおほはれたま^ツることそ (八卷87行)

④校正 為^ニ釈^ニ迦^ニ牟^ニ尼^ニ仏^ニ衣^ヲ之^ノ所^ニ覆^フ (八18ウ)

① (掲出例、A'類) は立本・龍本・文段經・尋跡抄・頂妙寺版各版・平樂寺版、一切經を除く近代諸訓読・和訳・新注本文訓点である。② (B類) は倭点・織田・科注本文訓点、③ (C類) は足利本と一切經である(但し、敬語の差はある)④は前例と同様不明確であるが、「覆はると為す」とでも訓むつもりであらうか。特に一類を立てずにおく。かうよむのであれば、前例も「其の頭を摩^ツと為す」とよめさうである。倭点「覆」は誤刻であらう。

以上、〔23〕〔39〕は、構文をみると、(イ)為十「名詞」十「動詞」

(ロ)為十「名詞」十所十「動詞」 (ハ)為十「名詞」十之十所十「動詞」

に分れる。(ロ)(ハ)は受身の構文であることがはつきりしてゐるが、(イ)も「名詞十動詞」で表はされる行為を受けるといふ意になつてやはり受身を表はすことになる。それぞれに属する番号を挙げると、

(イ) № 298 414 607 613 614 615

(ロ) № 69 281 293 387 493

(ハ) № 1 75 155 197 297 616

である。以上は為為章で得訓であり、しかも受身を表はすものであつたが、次に、為為章で「得」とはないが、同様のものを挙げる。

〔40〕 № 502 為^{セン}一切衆生、歡喜^ユ而愛敬^{スルコト}。(法師功德品 五〇b20)

② 龍本 一切衆生の為に歡喜(し)て「而」愛敬(せら)れむ(182頁)

③ 大藏經 一切衆生に歡喜して愛敬せられ(285頁)

①(掲出例、A'類) 文段經・尋跡抄・頂妙寺版各版、大藏經・岩波以外の近代諸訓読・新注本文訓点である。②(B類)は龍本・足利本・倭点・校正・織田・岩波・和訳・科注本文訓点、③(C類)は大藏經のみである。

この例の漢字注は、文段經・尋跡抄で「得」、日本本「得・与」二訓である。補注は「成」であるから、日遠は何によつたか不明である。但し、頂妙寺版以下は、この文段經・尋跡抄によりウとよんだのであらう。為為章は「与」、科注の為字注も「与」である。

この本文の意味は、持経者が、一切衆生に歡喜愛敬せられるといふ

ことをいふのであるから与訓はふさはしくない。

三 4 (2)

得訓為字の受身文の特徴——付、被訓為字の受身文、為為章得訓を中心に、他の得訓も一例加へて、受身と考へられる為字の和訓をみてきた。これら全体にみられる特徴は、為字下の名詞と動詞にあらはれる。即ち、名詞としては、

諸仏(175 297 607)、如来(281)、如来の肩(293)、如来の手(298 613)、

釈迦牟尼仏の手(615)、釈迦牟尼の衣(616)、千仏(614)、十方の如来

(197)、天人(69)、王者(155)、世(387)、人(493)、一切衆生(502)である。

動詞は、

称歎(175)、敬(69)、愛念(155)、供養(197)、讚歎(281)、荷担(293)、

護念(297 607)、摩其頭(298 613 615)、恭敬(387)、供養恭敬尊重讚歎(414)、

喜見(493)、歡喜愛敬(502)、不恐怖不墮惡趣(614)、覆(616)

である。つまり、名詞としては、「受けられる動作」の主体、世・人・一切衆生のほかは、尊敬すべき存在であり、動詞としては、受けることが好ましい行為を表はすものである。すなはち、尊敬すべき存在から好ましい行為を受けること、又は、特に尊敬すべき存在とは限らぬが、それから受けることが好ましい行為を受けることを、得訓の為字の構文は表はしてゐるといへる。これは被訓為字の場合と比べると一層明瞭である。

被訓為字の場合、名詞としては、

火(大火も含め)(83 85 88 89* 100* 107 108 109)、大水(568)、生老病死悲苦

惱(94)、三界火宅(98)、諸小虫(128)、毒(41)、食欲(54)、魔(68)、
 瞋恚愚癡(53)、橋慢嫉妬諸垢(54)、嫉妬我慢邪慢增上慢(68)、女
 人(612)、三毒(617)、人(126 130 593)、童子(127)、斯(30 497)、*印名詞
 なし、但し動詞から推測して仮りに火の項に入れた

この中には、人・童子・斯のやうに、一見、得訓同様のもの、特にマ
 イナス価値を示さぬものがあるが、下の動詞と合はさつて、得訓とは
 異なる様相を示すことになる。動詞としては、

焼・焚・焼害・焼煮(83 85 88 89 94 98 100 108)、逼(107)、害(109)、
 悪賤(126)、打擲(127)、喫食(128)、使(130)、漂(558)、駭言(390)、中
 (46)、昏憊(497)、惱(542 543 544 617 618)、推墮(593)、著(608)、惑乱(612)

で、一つとして受けるのに好ましいものはない(ただ、動詞のみでは中性
 的とみられぬものも強ひていへばないことないが)。かかる組合せの構文の
 為字に「被」と注し、その訓読においても、得訓のものと区別してあ
 るのである。つまり、被訓の例を単なる受身に(∴ラルルコトヲカウブル
 とする古いよみもあるが)、得訓の例は「∴ラルルコトヲウ」と区別して
 あることを見てとることが出来る。以下に明らかにするが、平安時代
 の古点では被訓例を、∴ラルルコトヲカウブル式に得訓の∴ラルルコ
 トヲウ式に訓んで対をなしてゐたが、中世にはいづれも影をひそめて
 ほぼ同じよみ方になつた。近世に得訓例のみ再びウが復活したので対
 し、被訓例は主として単なる受身表現によまれるにとどまつた。得訓
 例はなぜ重言気味の表現を復活させ、被訓例は重言としてカウブルが
 復活しなかつたか。このことは、かかるよみ分けをさせたもの、つま

法華経為字和訓考(一)(田島鏡堂)

り受身表現の心理に関連づけて考へるべきことである。受身表現で
 は、好ましいことを受けることを十分表現しえないと考へたのであら
 う。また、漢文・中国語の問題としても、同一構文を意味内容で、得
 ・被と分けたことを意味し、彼我相通ずる言語心理をみることも出来
 るのである。

三4(3) 得訓為字の受身文の訓法分類

[23] } 40例の訓読の仕方を分類すると、

A類 ∴∴(ラ)ルルコトヲウ

A'類 ∴ノ∴スルコトヲウ

B類 ∴ノタメニ∴(ラ)ル

C類 ∴∴(ラ)ル

D類 ∴スルトコロタリ 又は∴スルトコロトナル

に大別できる。これを表示する。(次頁)

A、A'類は、立本・龍本・文段経・尋跡抄・頂妙寺版各版・平樂寺版、
 岩波を除く近代諸訓読・新注文訓点に著しい。B類は、倭点・校正・
 織田・科注本文訓点に多い。足利本はD類もかなりみられる。C類は
 散見するにとどまるが、やや和訳に多い。ノタメニ・コトヲウともに
 含まぬ訓読ゆゑ、やや不安で用ゐにくかつたのかしれない。岩波はす
 べてにまたがつてをり、訓読に一定の方針なきが如くである。校正は
 ほぼBであるが、明確でない部分もある。織田にも訓法のゆれがある。
 和訳は訓読方針が必ずしも単に漢文を訓み下すといふだけでなく、意
 訳的であるので、あまりこの分類にはなじまぬかもしれぬ。細かな訓

表 得訓(受身)の訓法分類 (は巻の区切り(巻七のみ例なし))

616	615	614	613	607	502	493	414	387	298	297	293	281	197	155	75	69	1	No.
(ハ)	(イ)	(イ)	(イ)	(イ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ハ)	(ロ)	(ロ)	(ハ)	(ハ)	(ハ)	(ロ)	(ハ)	權文
A	A	A'	A	A	/	/	A	他 ⁽⁴⁾	/	/	/	A	/	/	A	A	A	立龍
A	A	A'	A'	A	B	A	A	A	A'	A	A	A	A	A	A	B	A	龍足
C	B	B	B	B	B	B	B	B	B	D	D	B	D	D	D	B	B	倭文
B	C	B	B	B	B	D	B	B	B	B	D	B	B	B	B	B	B	尋頂
A	A'	A'	A'	A	A'	A	A	A	A'	A	A	A	A	A	A	A ⁽¹⁾	A	平近
A	A'	A'	A'	/	A'	A	A	A	A'	A	A	A	A	A	A	A	A	岩和
A	A'	A'	A'	A	A'	A	A	CA ⁽⁵⁾	A'	A	A	A	A	A	A	A	A	校織
A	A'	A'	A'	A	B	B	A	A	A'	A	A	A	A	A	A	A	A	科新
A ⁽⁶⁾	A ⁽⁹⁾	A'	A'	A	A ⁽⁸⁾	A ⁽⁷⁾	A	CA ⁽⁶⁾	A'	A	A	A	A	A	A	A	A	備考
A	A	A'	A	A	B	A	C	B	C	A	A	A	D	D	D	B	C	
A	A	A'	A	B	B	A	A	C	C	A	A	B	A	C	C	B	B	
?	?	B	B	B	B	B	B	B	B	B	D	B	B	B	B	B	B	
B	B	B	B	B	B	B	B	B	C	D	D	B	B	D	D	B	B	
B	B	B	B	B	B	B	B	B	他 ⁽⁹⁾	A?	D	B	B	B	B	B	B	
A	A'	A'	A'	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
(6) 一切経C	(9) 一切経C				(8) 大藏経C	(7) 大藏経・新纂C	(6) A、島地・大石他C	(5) A、天保・文久他C	(3) 為	(2) 新版A						(1) 為を為の誤植とみる		

法すべて捨象して表示してある。なほ、A、A'の差は、資料によつて異なるといふ面よりは、むしろ、A'の現はれるものは大体全てA'とみてよい(若干混じるものがあるが)。なほ、構文(イ)(ロ)は10頁参照。

A : 1 69 75 155 197 281 293 297 387 414* 493 607* 616
A' : 298 502 613 614 615

で(イ)の構文にA'が現はれやすく(ロ)の構文にA'が現はれやすい(右の*印が例外)。

また、大体のことをいへば、A、A'の訓法は依拠するものがあるもの(為為章・補注等の典拠、又は、伝統的訓法)、Bは即字的なもの(伝統によらぬもの)、Cは構文に即した意識的なもの、Dは、Bより一層即字的なものといふことができよう。

三 4 (4) その他の得訓為字受身文の場合

[41] No. 145 何^ソ為^ル見^ル捉^ヘ (信解品 一六c 27)

- ① 龍本 何ぞ捉ラへ見(る)ることを為(む) (67頁)
- ② 足利本 なんすれそとらえらえらるゝ (二巻937行)
- ③ 和訳 何が為に捉へらるゝや (163頁)

①に類するもの(掲出例も)は、龍本のほか、文段経・尋跡抄・頂妙寺版(新版を除く)・平樂寺版、一切経を除く近代諸訓読・新注本文訓点である。②は倭点・一切経、③は為の扱ひは②に近い。科注本文訓点「何^ソ為^ル見^ル捉^ヘ」で②に近い。これは為を受身にとらず、受身は「見^ル」のみが表はしてあるとみた訓法である。新頂妙寺版は「何^ソ為^ル見^ル捉^ヘ」とあつて「何^ソ捉^ヘラルル」と訓むべきものである。

この例は、いづれも漢字注は「得」であるが、[23]と[40]とは違ひ、利益を受けるものとは見がたい。ただし、この箇所でのこの文の意味を深く考へ、この窮子が、長者の使ひに捉へられたことが、結局、父子再会の遠因であるとし、これをも利益と考へるといふことは全く不可能ではないが、強弁であらう。この例を和訓でウと訓んだのは、ひとへに「得」なる漢字注（これは又、為為章如き書によると考へられるが）によるものと思はれる。すなほによめば、「見」が受身で、「何為」（ナンズレツとよんでも、何が為ニとよんでも意味は同じことになる）を「ま」とめに考へる方が穩当であらう。新頂妙寺版は「為見」二字を受身と考へてゐるやうであるが當るまい。この例においては、為為章訓「得」にすべてひきずられた感がある。

逆に、No. 146「為子所難」は、為為章に「是」とあり、以下「是」なる漢字注とコレといふ和訓が踏襲されてゆく。この例は「子（のため）に難らる」（難はハバカルとよまれている）と受身によむべき典型なものであらうが、これまた、是訓にふりまはされてゐる。この例については詳しくは別の機会にする。ただ、前の例とこの例は相隣りあふもので、訓の入れ違ひもありうるのではなからうか。

ところで、[41]の例、どのよみ方をとつても本来の意味を全くとり損ふといふことはない。①は奇妙ではあるが、これによつて全く誤解してしまふこともない。ただ、このよみから強ひて利益を受けることを意味すると考へるならば別である。従つて全く問題がないわけでもない。為為章に発すると思はれる「得」訓にひきずられてはならぬと思ふ。

ふ。

三 4(5) 受身文以外の得訓為字

[42] No. 120 名^ナ為^ウ解^ト脱^ト (譬喩品 一五b3)① 龍本 解脱を為^ト「たマ」(と)名(つく) (58頁)

② 足利本 なつてけてたつとす (二巻88行)

①は文段経・尋跡抄・頂妙寺版各版・平樂寺版、大藏経・新纂・大石を除く近代諸訓読。②は足利本・倭点・校正・織田・和訳・大藏経・新纂・大石及び科注・新注の本文訓点である。なほ、近代諸訓読中、平樂寺本は「解脱を得と名く」とし、一切経・対照もともに「得」とする。何故か。国語は「解脱を得と名^ナ為^トく」としてゐる。一体に、この例に限らず訓読文間の異常な近さがみられ、たとひ原文が同じとはいへ、独自に訓読したとは到底思へぬ点が目につく。訳者の名を記してゐるのは、単に、漢文に訓点のついてゐるのを訓み下し文にした人といふのであらうか。

この例の為字を得訓によつてウとよむとすると、前述の[23]と[39]におけるものとは一線を画し、さらに具体的な獲得を意味することになる。利益を得るといふ点では共通する面があるが、これはウといふ語そのものが、利益を得る場合に用ゐるのが本来的であつて、不利益を蒙る場合に使ふとすれば、それは比喩的用法、乃至は、何らかの特殊なコンテキストにおいてであるのであつて、ウといふ語を用ゐる以上、利益を得るといふことを意味するのが当然である。これは漢字「得」にも似たやうな趣きを感じられる。この点、受身表現を被訓と得訓に分

けること、彼我において相通するものがあることに興味を感じる。とともに、それを共に同じ構文でも表はしうることに相通がある。

ところで、この〔42〕の場合、「得」と注され、ウとよめるからといってウとよんで「百パーセント正しいか」。

離諸苦縛 名得解脱 是人於何 而得解脱

但離虚妄 名為解脱 其未未得 一切解脱

仏説是人 未実滅度

これは「諸苦縛を離れるのを、解脱を得ると名づけるのであるが、ではこの人は何に於て解脱を得たをか。但だ、虚妄を離れたのを『名為解脱』で、その実は、完全には解脱してゐない。仏は、この人はまだ実には滅度せずと説く」といつた意に解せられるが、この中で「名為解脱」は「解脱をウと名づく」でよいか。こじつければよいともいへる。しかし、なほ、それよりは、「解脱を得たといつてゐるのは、ただ虚妄を離れたといふ点を名づけて、解脱」としてゐるのだ」とでも解する方が「…虚妄を離れたといふ点を、解脱をウと名づけるのだ」といふより真意に近いと思はれる。つまり、この場合、「解脱」といふ語の内容が問題になつてゐるのであつて、「解脱を得る」とこと自体が問題になつてゐるのではない。つまり、名「為解脱」ではなく、名「為」+「解脱」と読みとるべきだと考へるのである。いささかくくだくだしくのべたが、かうだとすれば、問題の訓読そのものは、この子細を考へ、「解脱をウと名づく」よりは、「名づけて解脱となす」がよいといへる。得訓より「作」の方が適切ではなからうか。

ただ、訓読史の問題を扱ふのに、ここまで立ち入つてよいかどうかは別問題である。従来、あまりに価値判断、正否の判断をさげ、「これはかくある」といふことのみの指摘にとどまつてゐた憾なきにしもあらず思ふ。その指摘は勿論大切であり、本稿もそれを行つた上で、

一步を進められればと思ふのである。

[43] №150 心大歡喜自以為足ハニエリトシムルヲ (信解品 一七三)

① 龍本 自みづか(ら) 以て足ることハニエリとす (70頁)

② 足利本 みづからもてたりぬとす (二卷105行)

③ 尋跡抄 自ハニエリトシムルヲ以為足 (101頁)

①③は同類とできよう。③と同じものは、文段釋(足の付訓・送り仮名なし)・頂妙寺版天保版・同文久版・平樂寺版である。②と同じものは、倭点「たれりとなす」も同類とすれば、頂妙寺版の明治版以後のもの、近代諸訓読、科注本文訓点がこれである。新注本文訓点は③の同類と見られるが、為の左ビスと振られてゐる。

頂妙寺版は、明治版から改訓してゐるが、この訓法はいづれがよいか。この例は為為章で得作二訓である。この例は〔42〕より解し易い。この文につづいて「便自謂言於仏法中勤精進故所得弘多」とある。とすれば、「…エタリ」では不足である。「もう十分満足したと考へた」とならねばならぬから、②のよみ方が訓読として勝る。従つて、為為章訓も第二訓「作」の方がよいといふことになり。エタリといふ和訓は「得」によつて出てきたものであること明らかである。

[44] №101 我等内滅ハニエリトシムルヲ自謂ハニエリトシムルヲ為ハニエリトシムルヲ足 (信解品 一八七)

② 龍本 自(ら)謂(ひ)て足(まぬ)と為(な)して(76頁)

②に類するものは、足利本・倭点・岩波本である。科注本文も「為足」とあるから②類とできる。他は、文段経・尋跡抄・頂妙寺版各版

・近代諸訓読(「タンヌルヲ」を足ルヲ・足ルヲとする如き差はあるが)

が、「謂為」を「エタリトオモヒテ」とよむ。この場合、[43]の場合のやうな①②の意味上の差はない。この場合も、為をエタリとよむのは、

文段経で「得」によつたのがはじめである。龍本には漢字注がない。

そして、この場合、エタリといふ和訓も全く不可といふわけがなく、

むしろ「わづかを得て足れりとした」といふことを強調していふ口吻がある。しかし、もともとは「足」一字でいいところを「足ることを

えたり」といささか蛇足ぎみの訓法になつてゐる。訓読の場合は、漢

字一字も落さぬやうによむといふ律義さがあるから「謂」と「為」を「謂ひて…なす」のごとくよむことをとやかくいつても仕方はないが、

これは「謂為」あはせて「…だと思ふ」「…と思ひこむ」といつた意

によめばよからう。[43]の「以為」の場合も「以」をモチとよんでしまふので、「為」をナスとしないと落ちつかなくなるが、これも「以

為」で「思ふ」で意味としては十分であらう。ただ、和訓としては、

オモヘラクといふ固定訓はあつても、これをオモフとよむ訓み方が一般的でないだけである。

[45] №255 我常称其於説法人中一最為第一(五百品二七b28)

① 立本 最も第一なることを為たりといふ(54頁上)

② 倭点 最為第一(四卷12行)

法華経為字和訓考(二)(田島毓堂)

③ 足利本 もともたい一なりとすと(四卷28行)

①類は龍本・文段経・尋跡抄・頂妙寺版天保版・同文久版・平樂寺版・

島地・新纂・新注本文訓点である。②類は倭点・頂妙寺版明治版以後、

島地及び新纂を除く近代諸訓読である。③は足利本・岩波で、②と

形は似てゐるが、為字の和訓として②はタリとしてゐるに對し、③はス・ナスにあててゐる。他に和訳「第一たるを称へ」とある。為にナ

リ・タリ兩様のよみ方がある。

[46] №257 今於我所説法人中亦為第一(五百品二七c13)

① 立本 亦第一なることを為たり(55頁上)

② 倭点 亦為第一(四卷26行)

③ 足利本 またこれたひ一たり(四卷50行)

他に岩波本「第一にして」がある。①類は龍本・文段経・頂妙寺版各版・平樂寺版、岩波以外の近代諸訓読、②類は倭点・織田、③は足利

本・和訳で為にコレをあてる。校正は不明(為第一)である。

[45] [46]はほぼ同様である。[46]の直前に「亦於七仏説法人中一而得第一」とあり、而得第一と亦為第一は對をなす。「第一であるこ

と」は獲得さるべき事柄と考へられるから、これをウとよむもあながち不当とはいへない。ただ、[45]と比べてみると、[45]はウとよむものが

古いものに多く、頂妙寺版も明治版以後はタリと改訓してゐる。これに對し[46]はウのよみが大半で、タリは倭点・織田のみである。これは

ひとへに頂妙寺版による。前者は改訓されてタリになつたに對し、後者はそのままといふことによつてゐるやうである。この改訓の問題は

別に考へねばならぬが、明治版で多く改訓されてゐる。そして、近代の訓読はほぼこれに準拠してゐるやうである。又、新注本文訓点は古い方に、科注の方は新しいものに近い。ただし、科注の訓点は新しい訓法によつたといふことでなく、何かを参考にしなくてもよめる類のもので、たまたま新しい方に一致するにすぎない。足利本の「なりとす」は、為を「す」にあてたと思へるが、[46]は「これ」にあててゐる。岩波本はここでも確たる方針が見出せない。ただ、これを従来の訓読といふことを離れて考へれば、自ら意義も見出せるのであるが、その立場も必ずしも鮮明ではない。

訓法についていへば、「而得第一」と対だからといって、この為もウとよまねばならぬことはなく、ウとよむのも否定できぬといふにとどまる。これをウとよむのは得訓によること、他の場合同様であらう。意味的に不可ではない。「最も第一たり」「亦第一たり」と「第一なることをえたり」を比べてみると、いづれを可とすべきかにはかにはいへぬが、断言の強さは前訓であり、後訓は、むしろ、漸漸に説法の業をみがき第一になつたといふことを認めてのことばと読める、とはいへる。この場では、どちらによみとれるだらうか。又、ウとよんでも、漸漸の修行を考へず、説法人中の第一人者たるの地位を獲得してゐるといふ状態を表はすとよむべきか。但し、後者は「…なることをう」といふ日本語からは支持しにくい。

ただ、葉王品の No. 528 530 532 534 536 537 538 539 540 は同様の例であり、特に No. 532 534 537 540 は「最為第一」No. 538 「亦為第一」である。これ

らはすべて是訓で、ほとんどが為字をコレとよんでゐる。この両者をくらべると、葉王品の例はいづれも状態を表現してゐるのに対し、[45] [46] は差違があるやうに思へる。とすれば、やはり、第一なる状態を獲得していつたとよむべきもののやうである。

[47] No. 468 深心須臾信 其福為^レ如此^{クナルコト} (分別品 四五 a 28)

① 龍本 其(の)福此(くの)如(き)を^{得也}為^レむ(100頁)

② 足利本 その福かくのことくならん(206頁上)

③ 倭点 其福為^レ如此^{クナルコト} (六卷100行)

近世以後のものは、平樂寺版が③、校正も③らしく、織田も③であるほかは、すべて「…ことをう」又は「…ことをえん」である。これは、「福」広大なることをいふのであるから、好ましい状態になることを示し、これをウとすることは前例同様である。ただ、五字句の偈文中にあるものゆゑ、五字にすべく「其福如此」に「為」を挿入したともみられ、為字は必要不可欠ではない。従つて、かく挿入された為字は、コンテキストにふさはしい語気を添へるもので、この際、ウとすることは不適當ではない。ウとよむのもかかる意味のものであり、単なる推量ではなく、好ましい状態を推量するものといへる。

[48] No. 492 是、人福勝^{スグレタル} 彼不^レ可^レ為^二譬^一喻^ヲ (隨喜品 四七 b 10)

① 龍本 譬^{得也}喻^ヲを^レ為^レ可^レからず(100頁)

② 足利本 ひゆすべからず(六卷400行)

③ 倭点 不^レ可^レ為^二譬^一喻^ヲ (六卷392行)

④ 文段経 不^レ可^レ為^二譬^一喻^ヲ (375頁)

⑤ 頂妙寺版明治版 不_レ可_レ為_二譬_一喩_一

①は龍本・島地・大藏經・新纂・小林。②類は足利本のみ。③類は倭点・平樂寺版。④類は文段經・頂妙寺版天保版・同文久版・新注本文訓点。岩波は「譬喩ること」とする点を除けばこの類に一致する。⑤類は、頂妙寺版明治版以後及び、右に出て来た、島地・大藏經・新纂・小林・岩波を除く近代諸訓読・和訳及び、校正・織田・科注本文訓点である。

「譬喩」を動詞とするもの②④、名詞とするもの①③⑤、為字をウとするもの①④、「譬喩」を目的語とするもの①⑤、補語とするもの③と、表面上あまり差のないわりに文法的には種種の訓読文である。

ところで「為譬喩」はこれだけをみれば特に好ましいことと考へねばならぬことはないが、全体としてはいい意味で「たとへやうもないことだ」「たとへることもできない」といふことである。この日本語にふさはしい訓読文は一体何か。ウを認めるならば①でよからうし、④もいけなくない。ウを認めないとすれば②がよい。③「譬喩トス」では意味が逆ではないか。⑤「譬喩をナス」は結局「たとへる」ことであるから不可ではないが、よい訓法とはいひかねる。

この例をウとよむのも、やはり得訓によるものではあらう。実際には、この例は日本語としては②の如くよめばよいが、それでもびつたりしない。「為譬喩」で「たとへる」といふことにならうが、文字に即してよめば、①④⑤の如くならざるをえない。ウを認めれば、文意は通りやすい。「すぐれてゐることたとへやうもない」は「最為第一」

同様、好ましいことと考へてウを認めておきたい。

[49] №. 296 為_二佗_一人_ノ説_ハ者_ハ如来_ハ則_レ為_二以_レ衣_一覆_レ之_一(法師品 三一b 23)

この例(右掲中の下の為字)は、前稿27頁、30頁に詳説した(19)(20)にあたる。ベシといふ和訓の面からも、為_レ章訓「得被作」とあること、他に「当」とあること等からも問題になるものである。為_レ章訓がかく三訓あることは、山家本裏書にもかりあつて、問題はあつても俄かにこのことを否定することもできないし、合理的に理解することもできない。当訓にしても、恐らくこれによつて和訓ベシが生じたものと考へてよいと思はれるが(このことは別に詳しく考へる)、為_レ字の意味を表現しえてゐるとは思へない。この例について、和訓が混乱してゐるのは、むしろ為_レ字に対する漢字注にもとがあつたといつてもよいのではなからうか。これは、前稿でも述べたやうに、さういつた為_レ字の注に捉はれぬ校正の「如来_ハ則_レ為_二以_レ衣_一覆_レ之_一」の如きがよからう。この類例は、織田・岩波である。和訳も為_レはタメニとよむのであるが、ベシは旧訓をひきずつてゐる。

この例は、龍本に「得也」とあり、為_レ章の第一訓をとつたともみられるが、上来検討してきた得訓のどの例とも異つてゐると思はれ、得訓は適當とはいへまい。他の被訓、作訓、当訓いづれもよしとしえない。よいとは思へないが、当訓がベシを生み出し、得訓が龍本で「コトヲウ」を生み出したことは事実である。この和訓の適否については、後者ウの不適なること、前稿にのべた。ベシもこの訓読文だけ

をみる限り、特に問題はないやうにみえるが、漢文と照し合せると、為字の意味を十分訳出してはゐない。伝統的訓みの根強さを思ふばかりである。本論稿(前稿・序説も含めて)は、これを不思議に思つたことからはじまつたといつても過言ではない。やうやく、何故、こんな和訓が出て来たか、そしていつまでもつづいてゐるかが、少し明らかになつて来た。他のベシ例全体については、別に考へることとして、ここではこれにとどめる。

[50] No. 361 我^レ為^レ仏道^ヲ 於^テ無量土^ニ從^リ始^メ至^ル今^ニ 広^ク説^ク諸^ノ經^ヲ
(宝塔品 三四b10)

② 立本 我^レ仏道^ヲ為^ス(68頁上)

③ 龍本 我^レれ仏道^ヲ(の)為^ス(に)〔て〕(111頁)

①(掲出例)の類例は、頂妙寺版明治版以後、島地・大藏經・一切經・新纂を除く近代諸訓読、②は立本・頂妙寺版天保版・同文久版・平樂寺版・島地、③は龍本・足利本・倭点・大藏經・一切經・新纂及び科注本文訓点である。織田・校正是「為^レ仏道^ヲ」で②の類例とすることも出来る。新注本文訓点は右訓②、左訓①である。意味からいへば、エテもナツテもほぼ同じであらう。但し、このナルはナスと同意で、「成就する」といつた意である。つまり、エテも、ナツテも「仏道 becoming」の意である。梵本からの訳は「仏陀の知のために、いままで私は幾千もの世界において多くの教を説いてきたし、いまもまた私は説いている」(『大乘仏典法華經』39頁 中央公論社 昭51・4)である。必ずしも肝腎の点が明瞭ではない。この「我」は「世尊」である。為

字の訓作(為爲章・立本)・成(補注・文段經)からは、ナツテは出てくるが、和訓エテは難しい。それにエテは最も新しい和訓である。日相本は何によつたか、右に「得」左に「与」を注する。しかも去声点を差してゐる。

本例は、いづれでも意味は通ずる。ただ、エテは(ナツテも同じく)わざわざいなくてもよいことを言つてゐるやうに聞える。諸經を説いたのは「為^レ仏道」と考へられる。その場合も、日相本にみえる与訓とは考へにくい。エテ・ナツテの和訓も捨てがたいが、タメニの方をとつておく。但し、ナツテは漢字注「作」又は「成」から出たものであることは認められる。一方、エテは、日相本に「得」はあるが、これによつたのであれば問題の半分は片づくが、さうでなければ、何に根拠を求めたのであらうか。タメニとよんだものは特に日相本をもち出すまでもなく、この漢字そのものから考へられるものである(与訓でも和訓として同じタメニがえられるが、与訓には当らぬと思ふ)。本例をエテとよむとすれば、[42][45][46][47]に準ずるものである。

三4(6) 受身文以外の得訓為字のまとめ

以上、前項・前前項で、[41]、[50]の10例、得訓をもつ為字について検討した。

[41] No. 145は得訓に不安を感じる。No. 146の是訓はあるいはこの例の訓ではないか。

[42] No. 120は敢て不可といはぬまでも、子細に検すると得訓よりむしろ作訓の方が適切と思はれる。

[43] №150は為為章第二訓「作」の方がよりよい。
 [44] №161は「謂為」で「ま」とまりとみられる。得訓はやはり十分とはいへない。

[45] №255・[46] №257 [47] №468は得訓によるウのよみそれなりにふさはしい。

[48] №492は前三例ほどではないが、やはりウもよいよみ方である。
 [49] №296については得訓は認めがたい。与訓がよからう。

[50] №361はウは近代の訓であるが、十全ではない。

この全体を通じてみると、[41]を除いては、何らかの意味で、好ましいことがらを獲得することが共通にみられる。これはウとよむことから逆に感じられるものかもしれないが、受身の構文の場合ほど、これらにおける得訓はすつきりしてゐない。かへつて得訓の疑はれるものもあつた。法華経本文中の近接した位置に対をなした文があつて、そこに「得」があると無造作に「得」とした気味のあるものもあつた。

三 5 「被」訓の為字和訓

被訓を有するものについては表を前に掲げた(四頁)。又、被訓による受身表現と、得訓中の受身表現の違いについても繰り返し述べた。ここでは主として被訓為字の訓法の変遷について述べる。

なほ、板本・活版本為為章では №82 を被訓にしてゐるが、明らかに誤りと考へられるので除外する(写本為為章には訓なし。左隣に「被」

法華経為字和訓考(二)(田島毓堂)

があり(№85)、それが、板本で誤り №82 の訓になつたと覚しいことを、写本為為章と板本との近似性と其のべたことがある。拙稿「法華経為為章考」佐藤成教授論集国語学 292頁、昭55・10)。№296は前稿及び本稿三4(5)退官記で述べた(49)ので重ねては述べない。また、№613(36)は龍本のみ

「被也」とし、他は一致して「得」であり、龍本の誤記の可能性が大きいことを指摘するにとどめる。もしこれが正しいとすれば、被訓ー不利益、得訓ー利益といふ関係も成り立たなくなる。他をすべて誤りで、龍本を正しいとする根拠もない。他に異訓をもつものとして №390 があるが、これは、為為章では複数訓(以被)であり、被が第二訓で、写本為為章には、「被」の下に「見経意也」とある。かかる注記のある場合は、その注記をもつ訓が適切であり(拙稿「法華経為為章考」参照せられたし)、この場合も、これがあてはまる。龍本のみ以に従つてゐるが、この例は被訓と認め、以下順に従つて挙例してゆく。

三 5 (1) 被訓為字

[51] №83 或、当_ニ墮_ニ落_ニ為_ニ火_ニ所_レ燒_カ(醫論品 一二b72)

② 龍本 火に燒(か)所_レる_カことを為_カらむ(46頁)

③ 足利本 ひのためにやかれぬべし(二巻31行)

④ 平樂寺版 為_ニ火_ニ所_レ燒_カ

頂妙寺版の明治版・明治活版は「為_ニ火_ニ所_レ燒_カ」と所字にラを振るといふ文法上の初歩的ミスがある。一切経は御丁寧にこれをうけついでる。ただこれは、所字を何ともよまずにおく不安を、四段活用以外の場合には何とかをさめ得てゐたのが、たまたま「燒ク」が四段活

用であつたばかりにうまくなかつたといふことであり、訓読の心理をのぞかせてゐる。和訳は「火に焼かれぬべし」(III頁)とする。尋跡抄は、No.88の例を引いて「為^{カウムル}ニ 大火^ニ 所^ニ 焼^ニ」のよみ方は「ヒニヤカルニテ聞タリ。又 加^ヘ被^{カウムル} 重言^ニ 似^ニ云々」としてしりぞけてゐる(271-280頁)。以下、詳しく述べてゐるが、所字のない場合の処置をかためての立言であるので、その点いかがと思はれ、又、「:ラルルトヲウ」はよくて「:ラルルトヲカウムル」がいけないことはなからう。ただ、この日遠の考へが、近世以降、近代の訓読においても、一つとしてカウムルとよむ例の出でこない根拠になつたものであり、この点、得訓とはくつきりわかれるのである。

訓法としては、

A : ニ : (ラ) ルルトヲカウムル (カブル)

B : ノタメニ : (ラ) ル

C : ニ : (ラ) ル

D : ニ (ノ) : ラルル (スル) トコロトナル

の四形式が出て来てゐる。以下、若干のバラエティーはあるが基本的にはこれを出ない。

なほ、意味上はC類で十分であるが、B類は為字をよまぬのを不安に思ふ訓読のくせのあらはれである。見方によれば、これは一種の再読文字であるが、構文によつては、「之」「所」等の文字があるため、和訓を分割してこれらにあてはめたりして、さういふ見方を一般化してゐない。「之」「所」がなく為字のみで受身表現の場合「:ノタメ

ニ : ラル」は、再読文字「当」を「マサニ : ペシ」とよむのと大差ない。A類は為字の訓といふより、為字に注される被字の訓といつた方がよく思はれるほどで、この訓は平安古点以後あらはれないやうである。但し、尋跡抄では前述のごとく、かかるよみ方のあることを示し、それをしりぞけてゐる。日遠の目にもふれたよみ方であるが、何にあつたかは記されてゐない。D類のよみ方も散見する。近代訓読文の内にも、岩波本にはときどき現はれる。日本語そのものとしては特に不可ではないが、受身のル・ラルは一体どこにあたるのか、所字をトコロとよむ余裕はない。ただ、かかる例はもう中世に出現してゐる。

[52] No.85 無^ル令^レ為^ニ火^ニ之^ニ所^ニ焼^ニ書^ニ (醫驗品 一二b28)

② 龍本 火に「之」焼書(せ)所(る)ることを為(カ)令(む)ること無(から)し(めむ) (46頁)

③ 倭点 無^ル令^レ為^ニ火^ニ之^ニ所^ニ焼^ニ書^ニ (二卷100行)

④ 足利本 ひのせうかひするところたらしむることなからしむべし (二卷104行)

①(掲出例)はC類、②A類、③B類、④D類。①は文段経・尋跡抄・頂妙寺版各版・平楽寺版、岩波を除いた近代諸訓読及び新注本文訓点である。和訳も「焼書」を「そこなふ」とするが同類である。頂妙寺版の内、掲出例と同じものは、天保版・文久版で、明治版以後は「為^ニ火^ニ之^ニ所^ニ焼^ニ書^ニ」と訓点をつけかへたが、かへつて改悪である。②は龍本のみ、③は、[51]では足利本も同類であつたが、本例足利本はD類である。一体に足利本と倭点とは訓読酷似するが、この例のやうな

こともある。校正・科注本文訓点は③である。④は足利本・織田・岩波である。但し織田及び岩波は「…トナラシムル」である。同類と考へておいてよからう。

[53] №88 此舎已為大火所焼^{ヤカ} (警諭品 一二c4)

②龍本 此(の)舎已に大(き)なる火に焼(か)所^カることを為^カれ
 ③「へる」(46頁)

③足利本 大火のためにやかれぬ(二巻8行)

④織田 此舎已為大火所焼^{ヤカ} (二巻41頁)

①(掲出例、C類)は、文段経・尋跡抄・頂妙寺版各版・平楽寺版・近代諸訓読から岩波を除いたもの・新注本文訓点である。ただしこの例も⑤2同様、頂妙寺版は明治版以後は所字にラを振つてをり、一切経・国語はこれに依拠したのか「大火に焼かる」と破格である。なほ、掲出例「為」であり、天保版・文久版・平楽寺版が同じであるが、近代諸訓読等は「為」である。②(A類)は龍本のみ、③(B類)は倭点(但しヤカル)・校正・岩波(焼かるをもつて)、科注本文訓点である。

④(D類)は織田のみ、織田は⑤2も同じである。

[54] №89 必為所焼^{ヤカ} (警諭品 一二c5)

②龍本 必(す)焚(か)所^カることを為^カらむ(46頁)

③足利本 かならずのためにやかれなん(二巻8行)

④織田 必為所焼^{ヤカ} (二巻41頁)

①(掲出例、C類)は文段経・尋跡抄・頂妙寺版各版・近代諸訓読(岩波を除く)・新注本文訓点である。但し、ヤカレンとヤカレナン(文段

・新注)がある。所字にラを振るもの、頂妙寺版の明治版、明治活版である。新版は、この例はラを振つてない。「焚かれん」とするのは例によつて一切経であり、訓読も「焚所為ん」とする。

②(A類)は龍本のみ。③(B類)は、足利本・倭点・校正・岩波及び和訳である。これは、タメニが独立した形であるが、為字下の名詞がないためである。而為説法(ために法を説く)のやうな例からの類推であるが、B類としておいた(B類としてもよい。他に一例ある)。科注本文訓点は「為所焼^{ヤカ}」(慶安二年版)、「為所焼^{ヤカ}」(寛文八年版)である。注文では「為所焼^{ヤカ}也」とあるが、本文訓点は何とよむのだからか。

④(D類)は織田のみである。

[55] №94 為三生老病死憂悲苦惱之所焼煮^{ヤカ} (警諭品 一三a19)

②足利本 …のためにせうしよせらる(二巻8行)

③織田 為三生老病死憂悲苦惱之所焼煮^{ヤカ} (二巻48頁)

龍本この部分欠落してゐる(次の二例も)。A類はない。①(掲出例、C類)は、文段経・尋跡抄・頂妙寺版各版・平楽寺版・近代諸訓読(岩波を除く)・新注本文訓点である。頂妙寺版は各版とも掲出例の如く所字にラを振る(但し、…セラルはこの場合正格である)。文段・平楽は「為…之所焼煮^{ヤカ}」である。尋跡抄はラの位置不明。

②(B類)は足利本・倭点・校正・岩波・科注本文訓点である。和訳も為字はタメニとよむ。③(D類)は織田のみである。

[56] №98 而為三界火宅所焼^{ヤカ} (警諭品 一三b3)

②足利本 三界くはたくのためにやかる(二巻38行)
 ③織田 而為三界火宅所燒(二巻50頁)
 A類なし。①(掲出例、C類)は文段経・尋跡抄・頂妙寺版各版・平樂寺版・近代諸訓読(岩波を除く)・新注本文訓点である。これにも、所字にラを振るものがある。明治版・明治活版であり、訓訳・国語は「焼からる」である。②(B類)は足利本・倭点・校正・岩波・科注本文訓点である。③(D類)は織田のみである。

[57] No. 100 則為所燒(醫驗品 一三b11)

②足利本 すなはちためにやかれなん(二巻8行)

③文段経 則為所燒(180頁)

④織田 則為所燒(二巻51頁)

A類なし。①(掲出例)は今までにない形である。これに属するものは、頂妙寺版各版、及び近代諸訓読の内、訓訳・大藏経・両読・小林・注・国語・対照・大石がこれに従ふ。この為字和訓は恐らく無意味であらう。「則為」といふ文字連続の場合、為_レ是の場合がよくあるのにひかれたのかもしれないが、本例は被訓である。文段経をみると、かうなつた原因が推測できるやうである。「則為所」はその面の最後に位置する(一面五行の折本表側)。文段経では「為_レ所」と為と所との間につなぎがあり、右の訓は「レナン」とひとつづきのものとして付されてあるが、このつなぎを見落し、「レ」を為字の送り仮名、「ナン」を所字の振り仮名とみなした結果「為」といふ和訓が出現したものであらう。文段経、レナシの位置微妙で、つなぎを見落せば、かうなるこ

とは容易である。ところで、この為字をコレとよんでも意味をなさぬ。ただ、コレとよんでも格別に意味の増減なく、理解をさほど妨げない。それゆゑ、ほかに、為をコレとよむ例も多数あることもあり、「コレヤカレナン」といつた訓みが、特に怪しまれもせず、新頂妙寺版にまで継承されたのであらう。近代の訓読が、この例では若干わかれてゐるのは、多少これが疑はれた結果であらう。これを一類に立てることはしない。他に類例もない。

②(B類)は足利本・倭点・校正・科注本文訓点、及び、一切経・和訳である。③(C類)は文段経・尋跡抄・平樂寺版・島地・新注本文訓点であり、頂妙寺版各版と、その影響を丸ごとうけた上掲の近代諸訓読が本例ではC類から脱落する。④(D類)は織田・岩波である。これによつて、和訓のまちがひの一つの例をみる事が出来、又、

無批判な継承の様子をみる事が出来た。

[58] No. 107 為_レ火_レ所_レ逼_レ(醫驗品 一四a26)

②龍本 火に逼(め)所(る)ることを為ル(51頁)

③足利本 ひのためにせめられて(二巻38行)

④織田 為_レ火_レ所_レ逼_レ(二巻61頁)

①(掲出例、C類)は、文段経・尋跡抄・頂妙寺版各版・平樂寺版・近代諸訓読・新注本文訓点である。但し「逼マラレ」「逼メラレ」の別がある。前者は頂妙寺版明治版以後及びその影響下の訓読・平樂寺本・両読・一切経・国語・注・大石で、和訓も「逼_レら_レつ_レ」である。セメの方が古形である。

② (A類) は龍本のみ。③ (B類) は足利本・倭点・校正・科注本文訓点である。④ (D類) は織田のみである。

[59] №108 為^ル火^ニ所^レ焼^カ (警諭品 一四b1)

② 龍本 火に焼(か)所(る)ことを為^ル (51頁)

③ 足利本 ひのためにやかれて (二巻50頁)

④ 織田 為^ル火^ニ所^レ焼^カ (二巻64頁)

① (掲出例、C類) は文段経・尋跡抄・頂妙寺版各版(明治版・明治活版は所にラを振る)・平樂寺版・近代諸訓読(岩波を除く、訓訳は「焼かられ」・新注本文訓読である。② (A類) は龍本のみ。(B類) は足利本・倭点・校正・岩波・科注本文訓点。④ (D類) は織田のみである。

[60] №109 將^レ為^ニ火^ニ書^ニ (警諭品 一四b18)

② 足利本 ひのためにかいせられんとす (二巻50行)

この例の訓読は二形式のみである。龍本「將(に)火に書せ為(れ)なむとす」(58頁)で、掲出例と同様C類。② (B類) は足利本・倭点・校正・織田・科注本文訓点である。他はすべて、少異はあるものの、C類である。

本例が他と異なるのは、之字も所字もないことであり、所字に依拠してゐたD類は出現しえなかつた。A類も所字に(ラ)ルをあててゐたので、そのもつていき所がなく、為字にラルをあてざるをえなかつた結果C類に等しくなつたのである。

以上、出現順に検討して来たが、すべての形式が出現した。以下の

法華経為字和訓考(二)(田島毓堂)

例も簡単に掲出して實際をみておきたい。

[61] №126 又復^レ為^ニ人^ニ之^レ所^レ惡^ニ (警諭品 一五c3)

② 龍本 人に「之」惡み賤(め)所(る)ことを為^ラむ (60頁)

③ 足利本 人のためににくみやしまれん (二巻70行)

④ 織田 為^ル人^ノ之^ノ所^ニ惡^ス (二巻18頁)

この例、掲出例では「レ」が余分、頂妙寺版の明治版・明治活版は「所^ニ惡^ニ賤^ニ」、新版に至り所字のラも削られた。

① (掲出例、C類) は文段経・尋跡抄・頂妙寺版・平樂寺版・近代諸訓読(岩波を除く)・新注本文訓点及び和訳である。② (A類) は龍本のみ。③ (B類) は足利本・倭点・校正・科注本文訓点である。④ (D類) は織田及び岩波である。

[62] №127 為^ニ諸^ノ童子^ノ之^レ所^ニ打^ツ擲^セ (警諭品 一五c10)

② 龍本 諸の童子に「之」打擲(せ)所(る)ことを為^ラむ (60頁)

③ 足利本 もろくのうしのためにちやうちやくせられん (二巻74頁)

④ 織田 為^ニ諸^ノ童子^ノ之^レ所^ニ打^ツ擲^ス (二巻81行)

② (掲出例、C類) は文段経・尋跡抄・頂妙寺版各版・平樂寺版・近代諸訓読(岩波を除く)・新注本文訓点及び和訳である。② (A類) は龍本のみ。③ (B類) は足利本・倭点・校正・岩波・科注本文訓点である。④ (D類) は織田のみである。

[63] №128 為^ニ諸^ノ小虫^ノ所^ニ接^ス食^ニ (警諭品 一五c13)

② 龍本 諸の小虫に「之」接「ひ」食(は)所(る)ことを為^ラむ (61頁)

③ 足利本 もろくのせうちうのためにすいはまれん(二巻50行)

④ 織田 為三諸小虫之所三喰食(二巻81頁)

頂妙寺版初版・文久版には喰食にスイクラハの付訓、明治版以後は、これが左訓となり、右訓は「所三喰食」と字音訓みとなる。近代諸訓読はこれによる。

① (掲出例、C類) は文段経・尋跡抄・頂妙寺版各版・平楽寺版・近代諸訓読(岩波を除く)・新注本文訓点及び和訓である。② (A類) は、龍本のみ。③ (B類) は足利本・倭点・校正・岩波・科注本文訓点である。④ (D類) は織田のみである。

[64] No. 130 為三人所レ使(警諭品 一五c17)

② 龍本 人に使(は)所ることを為らむ(61頁)

③ 足利本 人のためにつかはれん(二巻58行)

④ 織田 為三人所レ使(二巻81頁)

頂妙寺版明治版で「所レ使」と改訓した。大体において明治版以後の方が文法的破格が多い。訓読が例によつてこれにひきずられてゐる。

① (掲出例、C類) は文段経・尋跡抄・頂妙寺版各版・平楽寺版・近代諸訓読(岩波を除く)・新注本文訓点及び和訳である。② (A類) は龍本のみ。③ (B類) は足利本・倭点・校正・岩波・科注本文訓点である。④ (D類) は織田のみである。

[65] No. 390 為四斯所三輕言三汝等皆是仏一(勸持品 三六c12)

② 立本 斯レに輕言ハ所、ことを為フラム(76頁)

③ 龍本 斯(れ)に輕言ハ所ることを為て汝等は皆是(れ)仏(な

き)「せむ」と(122頁)

④ 足利本 これがためにかろみいはれんなんたちはみなこれほとけなりと(五巻36行)

⑤ 平楽寺版 為斯所三輕言一

① (掲出例、C類) は文段経・尋跡抄・頂妙寺版各版・近代諸訓読(岩波を除く)・新注本文訓点。② (A類) は立本のみ。③ は以訓によるものである。却つて難解になる。このよみは被訓のよみではないから一類を立てない。④ (B類) は足利本・倭点・校正・織田・岩波(斯れのために)・科注本文訓点・和訳である。⑤ は平楽寺版のみ。[57] No. 100のコレと関係はなからう。これも正訓とはいへまい。一類には立てない。是訓の多い近辺のものゆゑ、何らかの誤解が感じられる。D類はない。

[66] No. 454 為三毒所レ中一(寿量品 四三c23)

② 龍本 毒に中ラ所ることを為(て)て(151頁)

③ 足利本 とくのためにやふられて(六巻170行)

① (掲出例、C類) は平楽寺版以外の近世諸訓・岩波を除く近代諸訓読・新注本文訓点。② (A類) は龍本のみ。③ (B類) は足利本・倭点の中世資料と校正・織田・岩波・科注本文訓点・平楽寺版・和訳である。なほ、中字のよみは、ヤブルが大半だが、アテラレテが尋跡抄左訓及び校正にみえる。

[67] No. 467 為三斯所三輕惱一(分別品 四五a14)

② 龍本 此(れ)に輕惱(せ)所(る)ことを為らむ(199頁)

③ 倭点 為レ此所三輕惱一(六巻180行)

①(掲出例、C類)は文段経・尋跡抄・頂妙寺版各版・近代諸訓読(岩波を除く)・新注本文訓点である。②(A類)は龍本のみ。③(B類)は倭点・校正・織田・岩波・平樂寺版・科注本文訓点・和訳である。足利本は欠本で、中田祝夫氏『足利本仮名書き法華経翻字篇』は、この部分を文政八年刊記の摩尼園蔵版本によって補つてゐる。その本文はB類である。D類はない。

[68] No. 542
[69] No. 543
[70] No. 544

不_レ復_レ為_二貪欲_一所_レ惱_{ナキマ}、亦復_レ不_レ為_二瞋恚愚癡_一所_レ惱_サ、亦復_レ不_レ為_二憍慢嫉妬_一諸垢所_レ惱_ナ(藥王品 五四c3~4)

②立本 復貪欲に惱マサ所、ことを為_ルフラ不、亦復憍慢と嫉妬と諸垢とに惱_ル所、ことを為_ル(ふら)不、亦復憍慢と嫉妬と諸垢とに惱_ル所、ことを為_ル(ふら)不(102頁上)

③足利本 またとんよくのためになやまされし、またくしんいくちのためになやまされし、またくけうまんしつと諸くのためになやまされし(七卷47~48行)

①(掲出例、C類)は文段経・尋跡抄・頂妙寺版各版・近代諸訓読(岩波を除く)・新注本文訓点。②(A類)は立本と龍本。但し、龍本は「カフラ不」で、「被也」はない。③(B類)は足利本・倭点・校正・織田・岩波・平樂寺版・科注本文訓点・和訳である。

[71] No. 568 若_レ為_二大水_一所_レ漂_ラ(普門品 五六c10)

②龍本 若(し)大(き)なる水に漂(はさ)所_レることを為_レれらむに(214頁)

③足利本 もし大水のためにたゞよはされんにも(八卷17行)

①(掲出例、C類)は文段経・尋跡抄・頂妙寺版各版・平樂寺版・近代諸訓読(岩波を除く)・新注本文訓読・和訳である。②(A類)は龍本のみ。③(B類)は足利本・倭点・校正・織田・岩波・科注本文訓点である。

[72] No. 598 為_二人_一所_レ推墮_一(普門品 五七c21)

②龍本 人に推し墮(さ)所_レることを為_レれらむに(218頁)

③足利本 人のためにをしをとされんに(八卷194行)

①(掲出例、C類)は文段経・尋跡抄・頂妙寺版各版・平樂寺版・近代諸訓読(岩波を除く)・新注本文訓読である。②(A類)は龍本のみ。③(B類)は足利本・倭点・校正・織田・岩波・科注本文訓点及び和訳である。

[73] No. 608 若_レ為_二魔_一所_レ著_二者_一(勸発品 六一a26)

②立本 若(し)は魔に著(せ)所_レル、ことを為_ル者(109頁上)

③足利本 もしはまのためにちやくせられたるもの(八卷105行)

①(掲出例、C類)は文段経・尋跡抄・頂妙寺版各版・近代諸訓読・新注本文訓点・和訳である。②(A類)は立本・龍本。③(B類)は足利本・倭点・校正・織田・平樂寺版(訓点少し変であるが為はタメニとある)・科注本文訓点である。

[74] No. 612 亦_レ不_レ為_二女人_一之_レ所_レ惑亂_一(勸発品 六一b16)

②立本 亦女人に「之」惑亂(せ)所_レル、ことを為_ルフラ不(110頁上)

③足利本 又女人のためにわくらんせられし(八卷105行)

- ④岩波 女人の感乱する所とならざらん(下24頁)
- ①(掲出例、C類)は文段経・尋跡抄・頂妙寺版各版・平樂寺版・近代諸訓読(岩波を除く)・新注本文訓点である。②(A類)は立本・龍本。
- ③(B類)は足利本・倭点・校正・織田・科注本文訓点及び和訳である。④(D類)は岩波のみ、織田はB類である。
- [75] [76] No. 617 618 不_レ為_二三_一毒所_レ惱_二、亦_レ不_レ為_二嫉_レ妬_一我_レ慢_二邪_レ慢_一増上_二慢_レとに_レ惱_二(まさ)所_レ(る)ことを為_レラ_レ不_二(皿頁下)
- ②立本 三毒に惱_二マ_レサ_レ所_レ、ことを為_レフラ_レ不_レ亦_レ嫉_レ妬_一と我_レ慢_二と邪_レ慢_一と増上_二慢_レとに_レ惱_二(まさ)所_レ(る)ことを為_レラ_レ不_二(皿頁下)
- ③足利本 三とくのためになやまされし、又しつとかまんしやまむ
そうしやうまんのためになやまされし(八巻825~827行)
- ①(掲出例、C類)は文段経・尋跡抄・頂妙寺版各版・平樂寺版・近代諸訓読(岩波を除く)・新注本文訓点である。②(A類)は立本・龍本。龍本は「カフラ不」。③(B類)は足利本・倭点・校正・織田・岩波・科注本文訓点である。
- 三 5 (2) 被訓為字の訓法分類
- 以上の被訓為字をよくむ文は、構文としては、
- (イ)為_二十_一「名詞」十_二「動詞」
- (ロ)為_二十_一「名詞」十_二所_一十_二「動詞」
- (ハ)為_二十_一「名詞」十_二十_一所_一十_二「動詞」
- (ニ)為_二十_一所_一十_二「動詞」
- の四形式がある(記号(イ)(ロ)は得訓の場合と合はせてある。(ニ)は得訓例には

なかった。その例は次の通りである。

- (イ) No. 109 (1例)
- (ロ) No. 83 88 98 107 108 130 390 454 467 542 543 544 568 608 617 618 (16例)
- (ハ) No. 85 94 126 127 128 612 (6例)
- (ニ) No. 89 100 (2例)

訓読の仕方を形式別にみると、

A類 : (ラ) ルルコトヲカウブル(カブル)

B類 : ノタメニ : (ラ) ル(B類タメニ : (ラ) ル)

C類 : ニ : (ラ) ル

D類 : ニ : (ラ) ルルトコロトナル(トコロタリ)、 : ノ : スルトコロトナル(トコロタリ)

これを次に表示しておく。

No.	構文	立龍	足倭	文尋	頂平	近岩	和校	織科	新	備考
108	(ロ)	/	A	B	C	C ⁽¹⁾	C	C	C	(1) Aを非とす
107	(ロ)	/	A	B	B	B	B	B	B	(2) ヤカラル以後
100	(ニ)	/	B'	B	C	C	C	C	C	(3) 明治版以後
98	(ロ)	/	B	B	C	C	C	C	C	(4) ヤカラル
94	(ハ)	/	B	B	C	C	C	C	C	(5) 明治版・活
89	(ニ)	/	B'	B	C	C ⁽⁴⁾	C	C	C	(6) 明治版・活
88	(ロ)	/	A	B	C	C	C	C	C	(7) ヤカラル
85	(ハ)	/	A	D	C	C	C	C	C	(8) 明治版・活
83	(ロ)	/	A	B	C	C	C	C	C	(9) ヤカラル
										(10) 明治版・活
										(11) Aを非とす
										(12) ヤカラル
										(13) 明治版以後
										(14) ヤカラル
										(15) 明治版・活
										(16) ヤカラル
										(17) 明治版・活
										(18) ヤカラル
										(19) 明治版・活
										(20) ヤカラル
										(21) 明治版・活
										(22) ヤカラル
										(23) 明治版・活
										(24) ヤカラル
										(25) 明治版・活
										(26) ヤカラル
										(27) 明治版・活
										(28) ヤカラル
										(29) 明治版・活
										(30) ヤカラル
										(31) 明治版・活
										(32) ヤカラル
										(33) 明治版・活
										(34) ヤカラル
										(35) 明治版・活
										(36) ヤカラル
										(37) 明治版・活
										(38) ヤカラル
										(39) 明治版・活
										(40) ヤカラル
										(41) 明治版・活
										(42) ヤカラル
										(43) 明治版・活
										(44) ヤカラル
										(45) 明治版・活
										(46) ヤカラル
										(47) 明治版・活
										(48) ヤカラル
										(49) 明治版・活
										(50) ヤカラル
										(51) 明治版・活
										(52) ヤカラル
										(53) 明治版・活
										(54) ヤカラル
										(55) 明治版・活
										(56) ヤカラル
										(57) 明治版・活
										(58) ヤカラル
										(59) 明治版・活
										(60) ヤカラル
										(61) 明治版・活
										(62) ヤカラル
										(63) 明治版・活
										(64) ヤカラル
										(65) 明治版・活
										(66) ヤカラル
										(67) 明治版・活
										(68) ヤカラル
										(69) 明治版・活
										(70) ヤカラル
										(71) 明治版・活
										(72) ヤカラル
										(73) 明治版・活
										(74) ヤカラル
										(75) 明治版・活
										(76) ヤカラル
										(77) 明治版・活
										(78) ヤカラル
										(79) 明治版・活
										(80) ヤカラル
										(81) 明治版・活
										(82) ヤカラル
										(83) 明治版・活
										(84) ヤカラル
										(85) 明治版・活
										(86) ヤカラル
										(87) 明治版・活
										(88) ヤカラル
										(89) 明治版・活
										(90) ヤカラル
										(91) 明治版・活
										(92) ヤカラル
										(93) 明治版・活
										(94) ヤカラル
										(95) 明治版・活
										(96) ヤカラル
										(97) 明治版・活
										(98) ヤカラル
										(99) 明治版・活
										(100) ヤカラル

以上により、被訓為字の訓法の変遷をほぼしることが出来ると思ふ。右に用ゐなかつた資料においても大差はないし、差があつても、右を出ること余り遠くなからうと想像できる。近代訓読文の相互関係もかなりはつきりしたと考へる。

得訓との関係はすでに述べたこと以上に更に加へることはない。

三 5 (3) 被訓為字和訓による資料分類

被訓為字の訓読を通じてみた資料を分類すると、(一)平安古訓点 (二)中世資料 (三)近世資料 (四)近代訓読と大別される。(一)(二)は互に無関係、(三)(四)は密接な関係がある。ただし(四)の中には(三)とは無関係で、かへつて(三)と一致するものがある。ただ、これは一致するといふだけで、訓読の系譜が同じであるといふことではないやうである。たまたま(三)が即字的に訓んだのと同様、特に従来の訓法にとらはれずに訓んだのが一致したといふことで、訓読の姿勢に相通するものがある。校正・織田・岩波がこれに当るが、岩波はかなり区別である。

これと対照的なものが(三)(四)の関係で、文段経・尋跡抄(日蓮)↓頂妙寺版↓近代諸訓読の流れがくつきりしてゐる。頂妙寺版は改訓を重ねてゐるが、近代諸訓読は大概明治十八年版の訓による。本稿で使用しなかつた妙満寺蔵版も頂妙寺版によるが、これは天保版に近い。近代諸訓読は細部にいたるまで一致することが多いが、山川和訳は、その方針が単なる訓読といふことでないで、その違ひを問題にするにはあたらぬ。岩波については、右に即字的訓法の一面を指摘したが、如何なるものか一口に尽くせぬ混淆的性格をもつてゐる。(三)の内、平

楽寺版は巻によつて、恐らく典拠となつたものに違ひがあつたのではなからうか。(二)に近かつたり、文段経以下の流れを汲んでゐたり、独自であつたりする。注釈本では、科注と新注をとり上げたが、新注の訓点(三)の大勢に同じく、科注はその流れの外にあつて、(二)又は(四)の一部に類する。これを表示して、資料の大体の性格を示す(勿論被訓為字の和訓を通じてみた限りである)。

	平安時代		
	中世	足利本 倭点	
	近世	科注訓点 (平楽寺版)	
	近代	校正・織田 (岩波)(和訳)	
II		文段経 尋跡抄 頂妙寺版 天保版 文久版 新注訓点 (平楽寺版)	訓訳・島地・平楽 寺本・大蔵経・両読 一切経・小林・注 国語・対照・大石 頂妙寺版(明治版) 明治活版・新版 (和訳)(岩波)

Iは、為字和訓についていへば、カブル・カウブル(A類)とよむ漢字注記依拠型、IIは：ノタメニ…(ウ)ル(B類)又は：ノ…スルトコロトナル(D類)とよむ即字型、IIIは…ニ…(ウ)ルとよまれるもので、被訓によりながら重言をきらひ構文によつて意識した型である。又、

Ⅱは日遠の訓みの伝統を守つたものといへⅢ類は近世、近代しつかり結びついてゐる。ⅠⅢとも一種の伝統的なよみ方である。これに対し、Ⅱは中世、近世、近代といづれの時代にもあるが、Ⅲのやうな前後関係は一般的には考へられない。一部には(特に平楽寺版には)あらうが。

被訓為字の和訓についてのみからの分類であるが、大略右のとほりである。

三 5(4) 近世における訓点のつけ方の一例

右に掲出して来た例文中の訓点の付し方について、蛇足を加へる。

近世資料では普通の訓法であつても、近代的訓法からははづれてゐるものがあつて、それについて疑義も呈されてゐるからである。

[51] 當墮落為二火所レ燒一

の「所レ燒」の一点の位置で、尋跡抄では、この例は「所レ燒」とあり(他箇所には右掲の如きもある)、近代的訓点法に合致してゐる。右掲の如きは、頂妙寺版、平楽寺版に一般的にみられる。[34]「為^{エン}三人^{ニル、ヲ}所^レ見^{ハント}」の如きもある。

なほ、この受身構文において所字を有するものは、為字をタメニとよむものは所字に(ラ)ルをあてることがあるが、為字をタメニとよむものは、為字を(ラ)ルとよめば、所字をよむ余地がなくなる。ただ、ラルならば、ラとルを分けて、ラを所字、ルを為字にあてるといつた措置で、所字を放置する不安を解消してゐるものもある。ただ、これが、文法的には「ル」だけの筈のものにまで「ラ」を与へる遠因にな

つてゐる。頂妙寺版明治版にこの余分のラをよく見出す。これは更に、「漂はされん」の如きを(71)「為^{レンニ}三^ニ所^{サダ、ヨハ}レ漂」の如く類推することにもなつてゐる(新注本文訓点)。「ル」だけの場合、誤つてラを振らぬ場合は、所字は返り点をもつのみで全然よまないことになる。

文法的知識の欠落によつて起つたものか、その言語把握に興味はあるが、この指摘にとどめる。

訓点のつけ方の相違のあることは当然のことであるが、一言つけ加へた。

(つづく)

80・10・22稿

補注 岡崎和夫氏は為字の訓法に対し、拙論を認められる旨、記してをられる。(『月瀨文庫本法華經法師品第十古点』訓点語と訓点資料第六十四輯、昭55・10)